

排水設備に関する工事や作業は、なぜ 指定された工事店にお願いする必要が 排水設備に関する工事や作業は、なぜ あるの?



排水設備の設置工事などには専門的 な知識や技術が必要だからです。

家庭や工場から排水された下水が適切に流れないと、安全で快適な生活環 境に悪影響を及ぼしかねません。排水設備と公共下水道が一体となって機能 を発揮するためには技術的な基準に従って、適切に排水設備を設置していた だく必要があります。

技術的な水準を保つため、東京都の下水道条例では以下の3つの仕組を設 けています。

指定事業者制度	排水設備の新設や改築などの工事は、下水道局長の指定を受けた「指定排水設備工事事業者」でなければ行ってはならないという制度です。指定事業者には専任の責任技術者が置かれています。	Section 1.
責任技術者制度	排水設備工事には専門の知識と技術が必要なため、資格認定試験に合格し、登録を受けた「排水設備工事責任技術者」でなければ、工事に関する技術上の管理を行ってはならないという制度です。	
計画届出制度	排水設備工事の計画が技術的な基準に 照らして適切か、事前にチェックする制度 です。工事を行う7日前までに下水道局 へ工事の計画を届け出る必要があります。	

地域全体で下水の処理機能を十分に発揮させるため、これら3つの制度へのご理解と ご協力をお願いいたします。